平成２７年（フ）第２１１７号
大阪市旭区大宮３丁目14番13号グランソシエ大宮　403、前住所大阪府羽曳野市誉田３丁目18番14号
債務者　大縁舎こと　井上　隆心
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１５号
大阪府大東市御供田１丁目21番７号
債務者　利倉　慶則
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６４２号
大阪市東成区大今里南３丁目９番４号ブルーハイツ301号
債務者　松倉　智英
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１１号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番39号大谷ビル503号
債務者　上村多恵子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１２号
大阪市東淀川区豊新５丁目17番19号　岡本マンション302号
債務者　田上　由佳
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３４号
大阪府門真市五月田町15番１－303号
債務者　北﨑ひろみ
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４０号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目12番11号
債務者　杉山　友美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４８号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目８番７号　ボナンサ東野602号
債務者　橋川　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５号
長崎県諫早市多良見町化屋1393番地44
債務者　松本亜矢子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
鹿児島県南さつま市坊津町坊9203番地
債務者　野村奈々美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県枕崎市木場町111番地
債務者　今給黎　守
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１９号
大分県日田市中津江村栃野1653番地
債務者　長谷部　洋
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月12日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第２０号
大分県日田市大字日高959番地１　アーバン比佐津203号
債務者　梅木　亜弥
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月12日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第２３号
大分県日田市大字川下767番地38
債務者　小林みさ子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月12日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３１９号
宮城県黒川郡大衡村大衡字大童30番地12　定住促進住宅１号棟505号
債務者　岩間　博行
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
仙台市青葉区上杉２丁目４番８－1007号
債務者　相澤　義人
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
仙台市太白区鈎取４丁目25番10号　ハイツ栄Ｂ－205
債務者　吉鶴　奈未（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係